

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については給料、通勤手当及び役員業績手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(給料及び役員業績手当の支給)

第3条 給料の支給日は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の規定の例による。

- 2 役員業績手当は、6月及び12月に支給し、それぞれの支給額は当該役員の役員業績手当の額に、当該役員の業績を踏まえて100分の80から100分の120の範囲内で理事会で決定した割合を乗じて得た額とする。
- 3 役員が、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構就業規則第59条及び第60条に規定する懲戒の事由に該当するときは、理事会の決定により、給料を減給することがある。

(給料)

第4条 常勤の理事長の給料の額は、月額710,000円とし、役員業績手当の額は1,455,000円とする。

- 2 常勤の副理事長及び理事の給料の額（月額）及び役員業績手当の額は、当該役員の職務に応じて、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、職員給与規程第18条に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

- 2 通勤手当の額は、職員給与規程第18条に規定する額とする。
- 3 その他、通勤手当に関する事項は、職員給与規程の規定を準用する。

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤役員手当は、月額50,000円とする。

- 2 前項に定める額のうち、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(重複給与の禁止)

第7条 役員が法人の職員（以下「職員」という。）を兼ねるときは、役員報酬は支給しない。

(退職手当)

第8条 役員に対する退職手当は、これを支給しない。ただし、役員が職員を兼ねるときは、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構職員退職手当規程に基づいて支給する。

(旅費)

第9条 役員が職務のため旅行した場合は、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額及び支給方法については、職員の例による。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

- 2 役員報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。